

## いじめ防止等に係る基本方針

平成26年 3月14日策定  
坂町立坂中学校

### 1 基本方針策定にあたって

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れのある許されない行為である。また、いじめを受けた生徒の家族にも大きな不安と不信感を与えるなど、その影響を軽んずることは決してできない。

いじめ問題は、学校・家庭だけでなく、わたしたちの暮らす社会で解決すべき問題として、子どもたちを取り巻く社会全体が、「いじめは絶対に許さない」「いじめられている子どもを見つけたら、全力でその子を守る」という意識を共有することが重要である。

平成25年6月、国においていじめ防止対策推進法が制定された。(以下、「推進法」という)「推進法」の趣旨を踏まえて、坂町が、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決に向けた対策を総合的かつ効果的に進めるための「坂町いじめ防止等のための基本方針」を策定した。

これらを受け、坂中学校として「いじめ防止等に係る基本方針」を策定し、総合的・効果的ないじめ防止対策を推進する。

### 2 いじめ防止基本方針策定の基本的な考え方

#### (1) 基本認識

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するために、坂町教育委員会の指導のもと、本校教職員及び学校関係者の認識の共有と徹底を図る。

##### ① いじめ問題への認識

- いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題であること
- いじめは、全ての生徒に関係する問題であること

##### ② いじめの問題への指導方針

- いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導すること
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分理解できるように指導すること
- いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりと併せて指導すること

##### ③ いじめ問題への対応

- いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめのない状況をめざして行うこと
- いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校として組織的に対応すること
- 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組むこと

#### (2) いじめの定義及び態様

本基本方針におけるいじめについて、「推進法」第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる、または金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

### (3) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒・どの学級等でも起こり得る。そのため、より根本的ないじめ問題の解決のためには、すべての生徒を対象とする未然防止の観点が必要である。

すべての生徒に、自他を大切にできる人権感覚を育て、互いが互いを助け、認め合う社会を創造しようとする社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために関係者が一体となった取組を継続する。

### (4) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が前提である。すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づく力を高めたい。小さな芽でも見逃さずにいじめではないかと疑うなど、積極的にいじめを認知することが重要である。

### (5) いじめへの対応

いじめがあると認められた場合、直ちに、いじめを受けた生徒及びいじめを発見し知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが重要である。また、いじめを受けた生徒、いじめたとされる生徒の保護者に対して適切に情報提供し、対応に対する理解を得ることに留意する。

### (6) 地域・家庭及び関係機関との連携

坂町全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者や家庭・地域との連携が不可欠である。例えば、PTA や地域の関係団体との協議の場を設定するなど、いじめ問題について家庭・地域が連携した対策を推進することなどが考えられる。

また、いじめ問題への適切な対応を図るため、関係機関（警察・こども家庭センター・医療機関・坂町及び広島県教育委員会等）との連携を積極的に進める。

## 3 いじめの防止等のための取組

### (1) 坂町教育委員会が進める取組

- ① いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づいて、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に実施する。
- ② いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関との連携、その他必要な体制の整備に努める。
- ③ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けた場合は、適切かつ迅速にいじめを防止するために必要な措置を講じる。
- ④ 「礼節」を基本とする教育を積極的に推進し、いじめ防止に向けて生徒・保護者・地域住民への啓発を行う。

### (2) 学校が進める取組

- ① 「いじめ防止等に係る基本方針」を定めるとともに、いじめ防止対策委員会を設置し、すべての教育活動を通じて生徒が安心して生活できる学校づくりに努める。
- ② 「礼節」を基本とする教育活動を推進し、生徒が主体的にいじめのない学校生活の実現に向けた実践意欲を育てるよう指導する。
- ③ いじめは、どの生徒、どの学級等でも起こり得ることを強く意識し、日頃からいじめ被害などの生徒の悩みを汲み取り、いじめは許されない行為であることを生徒に指導するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けて保護者・地域住民・関係機関との連携を進める。
- ④ いじめは絶対に許されないこと、いじめを受けている生徒を全力で守ることを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもとで組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口の設置、生徒・保護者に対する定期的なアンケートや個別の面談、教育相談を実施するなど、学校組織を挙げて生徒一人一人の状況把握に努める。
- ⑥ 町内三小学校と定期的に連携し、児童・生徒の状況について必要な情報交換を行う。

※取組の具体は、「5 坂中学校の取組」に定める。

### (3) 生徒が進める取組

- ① 「礼節」を身につけるとともに、他者に対する思いやりの心を育て、自分から進んでいじめのない集団をつくることに努める。
- ② いじめを受けたときやいじめを見つけたときは、一人で悩まず、周囲の大人に相談するなど、積極的に助けを求める。

### (4) 保護者が進める取組

- ① どの子どももいじめの加害者になり得ることを認識し、いじめに荷担しないよう指導に努める。また、日頃からいじめ被害などの悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ② 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など、子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ問題の根絶をめざして互いに協力して取り組む。
- ③ いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときは、速やかに学校・関係機関等に相談または通報する。

### (5) 町民・関係機関等が進める取組

- ① 町民は、坂町の子どもが安心して過ごすことができるような環境づくりに努める。
- ② 子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じる時は、関係する保護者・学校・関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長できるよう相互に連携していじめの根絶に努める。

## 4 重大事態が生じた場合の対応

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、「推進法」第28条に基づいて次のとおり定義する。

「推進法」で示されている「生命・心身又は財産に重大な被害」は、例えば、いじめを受けたと考えられる生徒が、

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合      などが想定される。

生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。学校または教育委員会は重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査にあたる。

### (2) 報告

坂中学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに坂町教育委員会に報告する。報告を受けた坂町教育委員会は、重大事態の発生を坂町長に報告する。

### (3) 調査機関の設置

坂町教育委員会は、その事案が重大事態と判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための機関として、「小・中学校いじめ問題調査委員会」（以下、「調査委員会」という）を設置し、調査にあたる。

調査委員会は、重大事態発生校のいじめ防止対策委員会・保護者代表・学校関係者評価委員・坂町教育委員会事務局職員、その他必要に応じた者で構成する。

### (4) 調査の実施

調査委員会は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「だれから行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするなど、客観的な事実関係を速やかに調査する。

坂中学校や坂町教育委員会は、調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。なお、調査の実施にあたっては、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月1日文部科学大臣決定）に示された留意事項等を参考に、個人のプライバシーの配慮に留意する。

### (5) 調査結果の報告・提供

調査委員会は調査結果をとりまとめて坂町教育委員会・坂町長に報告するとともに、当該いじめ事案により重大事態に至った生徒の保護者へ適切に情報提供する。なお、保護者への情報提供にあたっては、個人情報保護の観点から、その取扱いについて保護者に十分な配慮を求める。

## (6) 再調査の実施及び措置

坂町長は、調査委員会からの報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要があると認めるときは、再調査を実施する。再調査には、坂町長の要請を受けて設置する「坂町いじめ問題調査委員会」（以下、「再調査委員会」という）がこれにあたる。

再調査委員会は、学識経験者や弁護士等の専門知識や経験を有する者で構成する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）を委員長とし、町内各小中学校の校長及び生徒指導担当者・保護者代表・教育委員会事務局職員、その他必要に応じた者で構成する。坂町長は、再調査の結果の報告を受け、必要な措置を講じる。

## (7) 広島県教育委員会との連携

坂中学校及び坂町教育委員会は、重大事態の発生から再発防止の取組に至るまでの過程において、広島県教育委員会との連携を図り、必要な助言を受けるよう努める。

## 5 坂中学校の取組

### (1) いじめ防止対策委員会の活用

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく。いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的・実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止対策委員会」を活用する。

この委員会の構成・役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

### (2) いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながら、その円滑な実施について統括する。

- いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導體制の構築、関係機関との連携
- いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成と研修計画の策定
- いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- 必要に応じた外部専門家の招聘

### (3) 重大事態発生時の具体的な対応

重大事態については、いじめ防止対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成して事態に対処するとともに、事実関係を明確にして同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合、坂町教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識のもとに、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

#### ① 問題解決への対応

- 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- プロジェクトチームの編成
- 関係保護者、坂町教育委員会及び所轄警察等関係機関等との連携
- 関係生徒及び全校生徒への指導

#### ② 説明責任

- いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- 保護者及びマスコミ等への対応

#### ③ 再発防止

- 坂町教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- 問題の背景・課題の整理と教訓化、取組の見直し、改善策の検討・策定、改善策の実施

## 6 取組の公表・検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 坂中学校の「いじめ防止等に係る基本方針」をホームページに公表するとともに、より効率性の高い取組とするために、定期的な検証及び見直しを行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づいて実施計画の修正を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会において、各種アンケートやいじめの認知件数及び解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値をもとに、当該年度の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。